

原子力損害の賠償に関する法律の一 部改正

内田邦夫

一 原子力損害賠償制度 の概要

一九五〇年代半ばから、先進諸国において原子力の平和利用が強力に推進されるようになり、これに伴い、科学的に未知の部分も多い原子力の分野について、一般の民事賠償制度とは異なる特別の損害賠償制度を設ける必要性が広く認識されるに至った。そして、アメリカ（一九五七年）、西ドイツ（一九六〇年）、イギリス（一九六五年）、フランス（一九六八年）等の諸国において原子力損害の賠償に関する立法が行われ、わが国においても原子力委員会に設置された原子力災害補償専門部会（部会長：我妻栄）での検討を踏まえ、「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」という。）が制定された。また、巨大な原子力事故が発生した場

合には、その損害は広範囲に及ぶことが予測され、ヨーロッパのように多くの国が国境を接しているようなところで、賠償に関する国際的な取決め——条約——が検討された。こうして、一九六〇年にO E C D（経済協力開発機構）において「原子力の分野における第三者責任に関する条約」（パリ条約）が、一九六年にはI A E A（国際原子力機関）に

おいて「原子力損害の民事責任に関する条約」（ウイーン条約）がそれぞれ採択される運びとなつた。両条約は、一九六八年および一九七七年に発効しているが、わが国は、批准していない。

原子力損害賠償制度の基本的内容は、概ね次の五点に集約される。

- (1) 賠償責任の厳格化
- (2) 賠償責任の排他的集中
- (3) 賠償責任の限度額設定
- (4) 損害賠償措置の強制

□ 無過失責任

「原子炉の運転等(1)の際、当該原子

(5) 国家補償
わが国の原賠法では、(1)、(2)、(4)の原則を採用し、(5)については、国家補償と

民法の一般原則によれば、一つの損害に關し賠償責任を負うべき者は一人に限られず、例え、土地工作物の瑕疵によって第三者が損害を蒙つた場合、民法第七七一条に基づきその占有者が責任を負うほか、その瑕疵につき製造者の過失が立証されれば、その者も責任を負うこととなる。これに対し、原賠法は、原子力損害の賠償に関する基本的制度を定めたものである（第一条）。民事法規的部（無過失責任・責任集中等）の他に、行政法規的部分（損害賠償措置の強制）、刑法規的部分（罰則）からなる。

① 設備、資材、役務等の供給者も責任を負うことにして、企業としてのリスク計算ができず、供給を拒む

炉の運転等により原子力損害(2)を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者(3)がその損害を賠償する責めに任する。」（第三条第一項本文）という規定により、原子力事業者は、過失がなくとも原子力損害について賠償責任を負うこととなる。この責任の性質は、危険責任と考えられる。現在、O E C D加盟国で原子力損害の賠償に関する特別法を有する六ヵ国中、アメリカを除く全ての国においてこの無過失責任の原則が採用されている（4）。

事態が生ずる」と

② 損害保険の需要層が拡大し、一定

の限界のある保険引受能力が細分化

されてしまうので、後述する損害賠償措置の効用が減殺されてしまう」と

③ 被害者にとっては、原子力事業者が無過失で責任を負い、かつ、賠償についてのフィジビリティが確保されていれば、他の者に対する請求権がなくとも格別の不都合はないこと

ただし、原子力事業者の受けた損害は、「原子力損害」の定義から除外され

てるので(第二条第二項ただし書)、機器等の瑕疵によって原子炉自体が損害を蒙ったような場合には、その供給者が

責任を追及されることが、当事者間の事前の契約により対処可能な問題である。

「原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置(以下「損害賠償措置」という)を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。」(第六条)

④ 政府による援助

被災者の保護を徹底するために、賠償請求を容易にする(無過失責任の導入)とともに、現実の履行を可能ならしめる必要がある。これを担保するために法は、一定額までの財政的措置を講ずることを要求し、原子力損害の賠償については、この措置から支払われるのこととなる。措置の内容は、民間損害保険会社と締結する責任保険契約と、国と締結する補償契約の併用が中心であり、供託またはこれらに相当するその他の措置も認められているが(第七条第一項)前例はない。

なお、アメリカは、責任集中の原則も採用していないが、原子力事業者に対し、責任制限額(五億六千万ドル)まで責任保険、遡及支払方式(retrospective rating plan)および政府との補償契約を併用する財政措置(financial protection)を講ずることを義務づけ、各州の不法行為法に基づき有責とされた者は全て、この措置から填補されることとなる(omni-bus coverage)。他の諸国における方式

(第七条第一項)。賠償措置額は、原則として一〇〇億円(立法時には五〇億円)であつたが、昭和四六年改正によつて六

(economic channelling)と呼んでいた。

四 損害賠償措置

〇億円に引き上げられ、今回の改正で更に引き上げられた)であるが、「原子炉の運転等」の規模・種類によつては、政令により、特例的に低い額を定めることができる。

なお、具体的な援助の内容としては、金融の斡旋、低利融資、融資についての利子補給、補助金の交付等が考えられる。

五 求償権の制限

原子力損害を賠償した原子力事業者は、その損害が第三者の故意によって生じた場合に限つて、その者に対して求償することができる(第五条第一項)。また、特約によって求償し得る場合を拡大または縮小することができる(同第二項)。これらは、諸外国の立法および条約において共通の原則である(?)。

⑤ 原子力事業者が賠償の責めに任すべき額が前述の賠償措置額を超えて、かつ、法の目的を達成するため必要があるときは、政府が賠償に関し原子力事業者を援助することになっている(第六条第一項)。

では、責任保険等によって担保され、

これが超える損害については、政府の援

助によって担保されることになり、被害

者の保護に欠けることのない構成が採ら

れており、立法時においては、諸外国の制度のように原子力事業者の責任を一定

額で制限し、更にその上の一定額を国が

補償すべきであるという意見が強力に主張された(?)。しかし、被害者集団が受け得る賠償(賠償)額を一定限度で打ち切ることは、唯一の被爆国であるわが国でコンセンサスを形成するのが困難であるばかりでなく、責任制限をするために

核分裂の過程の作用、放射線の作用若しくは毒性的作用による損害を指す。また、改正前の本項においては、原子力事業者の従業員の業務上受けた損害が除外されておらず、これを本法の対象とすることが、今回の改正の重要な点の一であった。

(3) 第二条第三項に定義がある。原子炉等規制法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)による規制とリンクしており、「原子炉の運転等」を行なう者がこれに当たる。

(4) アメリカでは、不法行為についての立法が州の権限に属しているため、連邦

法として無過失責任を規定することができ

る。これらの措置は、法の定める賠償措置を充足するものでなければならない(第七条第一項)。賠償措置額は、原則として一〇〇億円(立法時には五〇億円)であつたが、昭和四六年改正によつて六

たものである。

これらは、相当地額の限度を設定しなければならないと思われ、損害保険および国家補償によってその金額を確實に保証するのも困難があるので、現行の制度を採用し

1979.7.15 (No.696)

リスト

なかつた。しかし、異常原子力事故(extra-ordinary nuclear occurrence)の際には、原子力事業者が無過失の抗弁や公益を理由とする抗弁を主張できることになつてゐるので、他の諸国との制度と殆ど差のないものになつてゐる(Price-Anderson Act, 170 (a) (1))。

(5) 竹内昭夫「原子力損害二法の概要」(ジュリスト二三六号三三頁)。

(6) 我妻栄「原子力二法の構想と問題点」同右八頁。

(7) アメリカにおいては州法に委されている。

二 今回の法改正に至る経緯

改正前の原賠法では、原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を「原子力損害」の定義規定(第二条第二項)で除外し、法の対象外としていた。この点については、既に立法当時から問題として取り上げられており、本法が制定された昭和三六年五月に衆議院科学技術振興対策特別委員会で、同六月に参議院商工委員会で附帯決議がなされ、従業員損害について立法措置その他を講じ、その保護に万全を期すよう求められた。これを受けた原子力委員会に設置された原子力事業従業員災害補償問題懇談会(会長 我妻栄)は、昭和三七年六月報告書を提出し、既存の労働者災害補償保険法以下「労災保険法」という)の運用を前提として、従業員保護の観点から補償、因果関係認

定、健康管理等に関する改善方向を提言した。次いで原子力委員会は、原子力事業者災害補償専門部会(部会長 我妻栄)を設置した。同部会は、昭和四〇年五月に報告書を提出し、その中で従業員災害を原賠法の適用対象とすべきこと、賠償は労災保険の対象とならない損害(物的損害、遺伝障害、流・早・死産等)または労災保険給付を超える損害(給付額を超える逸失利益および慰謝料)を対象として行うべきこと、認定期間、健康管理その他を提言した。その後、原子力船の就航を控え、その外国水域への立入り等に備えて原賠法を改正することが必要となり、あわせて賠償制度の見直しを行うこととなり、原子力委員会は、原子力損害賠償制度検討専門部会(部会長 我妻栄)(1)を設けた。同専門部会は、昭和四五年一月報告書を提出したが、この中で従業員損害についての見直しを行うこととなり、原子力委員会は、労災保険制度が相当充実していることなどを理由として、原賠法の対象となる必要はない旨の結論が出されてい

た。この報告を受けた昭和五三年九月、原予力委員会に原子力損害賠償制度問題懇談会を設けて、法律問題等について検討を行った。同年一二月に提出された懇談会報告書に基づき、従業員損害を法の対象とすること、労災保険給付等と調整を行ふこと、賠償措置額を六〇億円から一〇〇億円に引き上げることを主な内容とする原賠法一部改正法案が第八七国会に上程され、昭和五四年三月二三日に衆議院本会議において、同六月六日参議院本会議において、全会一致で可決され、成立する。この報告を受けた昭和四六年の原賠法改正の審議に際し、再度、衆参両院の科学技術振興対策特別委員会において、従業員損害の補償について特別の措置を講ずべき旨の附帯決議がなされた。原子力委員会はこれを受けて再度、

同部会は、昭和五〇年七月報告書を提出し、この中で従業員を原賠法の適用対象とすべきこと、また、賠償は労災保険によつては補償されない部分とすべきこと、および認定期間、被曝線量記録問題に関して提言を行つた。この報告に基づき、

(一) 従業員損害を原賠法の対象とする
二 改正の内容

原賠法では、鉱業法と同様、事業者に無過失責任を課し、賠償の履行のためのファンド(原賠法では損害賠償措置、鉱業法では供託)を用意することを義務づけているが、鉱業法も改正前の原賠法にも触れるが、これによつて五〇年報告における労災保険制度と原賠法に基づく賠償との関係に関する提言を実現するためには、法律上所要の調整規定を設けることが必要となり、昭和五三年九月、原予力委員会に原子力損害賠償制度問題懇談会を設けて、法律問題等について検討を行つた。同年一二月に提出された懇談会報告書に基づき、従業員損害を法の対象とすること、労災保険給付等と調整を行ふこと、賠償措置額を六〇億円から一〇〇億円に引き上げることを主な内容とする原賠法一部改正法案が第八七国会に上程され、昭和五四年三月二三日に衆議院本会議において、同六月六日参議院本会議において、全会一致で可決され、成立する。この報告を受けた昭和四六年の原賠法改正の審議に際し、再度、衆参両院の科学技術振興対策特別委員会において、従業員損害の補償について特別の措置を講ずべき旨の附帯決議がなされた。原子力委員会はこれを受けて再度、

しかし、原賠法においては、原子力損害の特殊性から、立法以来この点に関し大いに議論があり、二で述べたとおり再三に亘って衆参両院の附帯決議がなされている。今回の法改正の基本になつてい

る昭和五〇年の専門部会報告は、従業員損害に関して次のように述べている。

(1) この専門部会には、労働界の代表が含まれていない。

「……賠償法を改正し従業員損害も対象に含めることを基本の方針とすべきであると考える。その場合、労災保険制度による補償との関係は、他の民事賠償制度と労災保険との関係に準ずるものとするが、その運用に当たっては、労災保険の補償を超える部分について補償を行うようにするべきである。」

従業員損害を原賠法の対象とするため、今回の改正によって、第二条第二項「原子力損害」の定義規定のただし書きの部分から、従業員の除外規定が削除され

ることになった。これによって、原子力事業者の従業員は、無過失で賠償を受けられることとなり、また、その賠償の履行に関しては、損害賠償措置という財政的裏付けが確保されていることとなる。

この無過失責任の問題については、それが程重要でないという指摘もあり得る。

けだし、近時の労災事件に関する判例の動向は、使用者に不法行為責任でなく債務不履行責任を容認し、挙証責任の転換を図るとともに、業務と傷病との間に因果関係が認められるときは、安全保証義務違反が推定されるようになっているの

ある。しかし、債務不履行構成によって請求が容易になつてゐることは事実でも、使用者には、困難であるとはいへ無過失

の抗弁が可能であり、その意味では無過失責任とするとのメリットは依然として存在するといえよう。

その他、従業員を原賠法の対象とするに伴つて生ずる効果として、事業者に対して設備、燃料等の資材および役務を提供する者は、故意ある場合または特約のある場合を除き、従業員損害に関する一切の経済的負担を免れることになり、原子力事業者への責任集中が徹底する。

（二）労災保険給付等との調整

今回の法改正で法律的に最も興味深いと思われるものは、「他の法律による給付との調整等」を定めた原始附則第四条の規定であろう。以下この点に関し、若干詳細に解説する。

ア 法律調整の必要性

従業員を原賠法の対象とすべきであると提言した昭和四〇年および五〇年の専門部会報告では、何れも、従業員はまず労災保険法による補償を受けるべきものとし、労災保険法によつて補償を受けられない損害（物的損害、流・早・死産、遺伝障害のようにそもそも同法の対象とならない損害と、損害額が労災保険給付を超える場合の当該超過部分の二種類が考えられる。）についてのみ原賠法によつて賠償請求することができるものとす

べきである、と述べている。本来、一般第三者に対する賠償の財源として用意さ

れている損害賠償措置の中の一般第三者の取り分が、新たに従業員を取り込むことにより減少することを極力抑えるべきであるというのが労災保険給付を先行させる理由である。また、労災保険法と原賠法の関係を何らかの形で調整しておかないと、原子力事業者は、同一の損害を複数の基づく損害賠償措置として、労災保険と原賠法に基づく損害賠償措置の双方を法律上強制されることとなり合理性を欠くといえよう。

このように、労災先行ということでお界の合意に達していたが、その実現の方針としては、先に引用した五〇年報告にもあるとおり、「運用」で十分であると考えていた。労災保険制度による補償の方が、損害賠償請求よりも容易かつ迅速であると考えられるので、被災労働者は、まず労災の請求をすることになる。労災保険給付が一時金で支払われれば、同一の損害について賠償義務を負う者は、この額を控除して賠償すれば足りる。問題は、労災保険給付が年金の形で行われる場合である。現在の労災保険制度は、年金給付が中心になつてきており、将来給付されるべき年金を現在価値に換算して賠償額から控除できるか否かに

岐れおり、特に、賠償義務者が被災労働者の使用者である場合には、将来給付すべき年金についても賠償額から控除すべきであるという意見が強力に主張されている（3）。労災保険法では、政府は、保険給付の額の限度で、受給者の第三者に対する賠償請求権を代位取得しができる（同第二項）旨規定し、いわゆる第三者行為災害について保険給付と損害賠償の調整を図つてゐるが、将来給付（第一二条の四第一項）、受給権者が先に第三者から損害賠償を受けたときは、その額の限度で保険給付をしないことができる（同第二項）旨規定し、いわゆる第三者行為災害について保険給付と損害賠償の調整を図つてゐるが、将来給付（第一二条の四第一項）については、第一項のもあるとおり、「運用」で十分であると考へていた。労災保険制度による補償の使用者は、労災保険の保険料負担者であり、第一二条の四の「第三者」に該当しないと解されている。なお、国家公務員災害補償法第五条参照）、控除説に立つ判例は、多く労働基準法第八四条第二項を類推適用している。使用者が被災労働者に対し損害賠償する場合に将来の年金が控除されないことの不合理は、被災労働者が二重に損害の填補を受けることのほかに、「事業主が保険料と賠償額の二重の負担を課せられることになる一方、事業主は労災民事訴訟を遅延させることにより自らの負担を軽減させることができ

リスト

1979.7.15 (No.696)

きるという奇妙な結果になる」(5)こと
が挙げられよう。

こうして、労災保険請求を行ふよ
う指導し、かつ、賠償については労基法
第八四条第二項を類推適用することによ
り、両者の関係を調整しようと意図して
いたわけであるが、労災保険給付と損害
賠償の関係につき、昭和五二年五月およ
び一〇月に相次いで最高裁は判決を下し
(最判昭和五二・五・二七民集三一巻三
号四二七頁、同昭和五二・一〇・二五判
時八七〇号六三頁)、前者において、第
三者行為災害に関し将来の年金給付相当
額を損害額から控除することを要しない
と判示し、後者において、使用者が賠償
義務者である場合にも同様の結論を導い
た。前者の判旨は、労災保険法第一二条
の第四項、保険代位の規定を援用し、
本項によって請求権が政府に移転した場
合にのみ損害額から控除でき、現実の給
付があつて初めて請求権が移転するので
あるから将来の給付相当額については控
除できないというものであり、後者の判
旨は、労基法第八四条第二項の類推適用
により使用者が賠償の責めを免れるの
は、政府が現実に保険金を給付して損害
を填補したときに限られるので、将来の
給付相当額を控除できないとしたもので
ある。

これらの判決で最高裁の判断が示され
たことにより、運用によつて労災先行を
きるという奇妙な結果になる」(5)こと
が挙げられよう。

こうして、労災保険請求を行ふよ
う指導し、かつ、賠償については労基法
第八四条第二項を類推適用することによ
り、両者の関係を調整しようと意図して
いたわけであるが、労災保険給付と損害
賠償の関係につき、昭和五二年五月およ
び一〇月に相次いで最高裁は判決を下し
(最判昭和五二・五・二七民集三一巻三
号四二七頁、同昭和五二・一〇・二五判
時八七〇号六三頁)、前者において、第
三者行為災害に関し将来の年金給付相当
額を損害額から控除することを要しない
と判示し、後者において、使用者が賠償
義務者である場合にも同様の結論を導い
た。前者の判旨は、労災保険法第一二条
の第四項、保険代位の規定を援用し、
本項によって請求権が政府に移転した場
合にのみ損害額から控除でき、現実の給
付があつて初めて請求権が移転するので
あるから将来の給付相当額については控
除できないというものであり、後者の判
旨は、労基法第八四条第二項の類推適用
により使用者が賠償の責めを免れるの
は、政府が現実に保険金を給付して損害
を填補したときに限られるので、将来の
給付相当額を控除できないとしたもので
ある。

果たすのは無理があり、法律上明文の規
定を置いて労災と賠償の調整を図ること
が必要となつたものである。その基礎に
は、最高裁判決も労基法および労災保險
法の文理解釈上、前記の結論に達したもの
であり、立法論として将来の給付を控
除することまでも否定したものではない
との判断があつた。

イ 履行猶予の構成

労災給付と原賠法による賠償の関係を
調整する方法としては、将来給付相当額
につき原子力事業者が賠償の責めを免れ
る構成(免責構成)も考えられたが、法
案作成の過程における検討の結果、事業
者を免責とせず、労災給付が行われてい
る間はその相当額について賠償の履行を
猶予し、それが終了した時点で給付され
た総額が当初予定していた額に充たない
ときには、改めてその差額を賠償する構
成(履行猶予構成)を探ることとなつた。

ウ 改正法の具体的内容

原賠法原始附則を改正し、次のような
第四条第一項を創設した。

『第四条 第三条(注・本則)の場合
において、同条の規定により損害を賠償
する責めに任すべき原子力事業者(以下
この条において単に「原子力事業者」と
いう。)の従業員が原子力損害を受け、
当該従業員又はその遺族がその損害の
賠償給付の価額となるべき額の限度で、
その損害の賠償の責めを免れる。』

従業員又はその遺族の損害補償給付を
受けた場合に、その権利が消滅するまでの間、その
損害の発生時から当該災害補償給付を受けるべき時までの法定利率により計
算される額を合算した場合における当
該合算した額が当該災害補償給付の価
額となるべき額の限度で、その賠償の
履行をしないことができる。

二 前号の場合において、災害補償給
付の支給があつたときは、原子力事業
者は、その損害の発生時から当該災害
補償給付が支給された時までの法定利
率により計算される額を合算した場合
における当該合算した額が当該災害補
償給付の価額となるべき額の限度で、
その損害の賠償の責めを免れる。』

複雑な条文であるが要は、第一号にお
いて、将来給付るべき災害補償給付
(主に年金)の現在価を算出し(法定利
率による中間利息の控除)、その額を限
度として賠償の履行を猶予する、即ち、
一度金に換算した災害補償給付額を超
える損害部分を即時に賠償すればよいもの
とし、第二号において、将来の給付が実
現する都度、同様の計算で損害発生時の
評価額に引き直した給付相当額について

賠償責任が免除されいくとするものである。従つて、当初予定された給付が全て実現すれば、原子力事業者が履行を猶予されていた賠償債務はなくなるが、予定より早く災害補償給付が終了した場合（受給権者の早死、遺族年金の受給権者たる配偶者の再婚等）には、原子力事業者は、第二号によつては賠償の責めを免れていない残額を、その時点で一括して賠償することとなる。その際、損害発生時からの利息を附することとなる。

本条を本則に置かずについたのは、この調整が「当分の間」の暫定的な措置であることによる。労災保険制度と民事賠償の関係については、前者に年金制度が導入され、その果たす役割が大きくなってきたのに伴い、現行の労災保険法第一二条の四では対処し切れず、損害の二重填補、二重利得を生ずるとの批判があり、将来、この両者の一般的な調整が法制化されることも考えられるので、その際には整合性を欠くことのないよう改めて見直すというのが「当分の間」の趣旨であり、徒らに変更することを意味するものではない。

将来の給付について調整を行うことは、「受けるべき」の文言で読めるものと解する。自賠法第七三条第一項に、政府保障事業と労災保険給付等との調整に関し同様の文言があり、このような表現は、将来受けるべき給付をも含むと解しうとの判例がある（8）。

調整する損害の範囲は、労災保険によ

つて填補されるべき損害に限られるので、労災の対象とならない物的損害や慰謝料（9）には及ばないと解する。従つて、例えば、逸失利益一千万円、慰謝料二百万円、計一千二百万円の賠償債務があり、労災保険給付の現在価が一千五百円であるような場合でも、逸失利益一千円の賠償の履行は猶予されるが、慰謝料の二百万円は直ちに賠償しなければならないことになる。

労災保険法による給付以外の給付で同様の調整を行うものは、政令で指定することになるが、労災保険と類似の性格を有するものとして国家公務員災害補償法および船員保険法の二法に基づく給付を指定する予定である。地方公務員災害補償法については、地方公共団体が原子炉の運転等を行うことが今のところ想定されないので除くものとする（国は、国立大学の研究用原子炉を所有している）。

また、厚生年金保険法等、一定の損害発生を理由として何らかの給付を行うことを定めた法令は他に多く存するが、制度の財源の負担者（労災保険では保険料負担者たる事業主）が誰であるか、およびその制度がどの程度災害補償的性格を有するなどを考慮し、労災保険法および前述の二法に絞ったものである。なお、船員保険は、労災保険と厚生年金保険を合わせたような制度であるので、労災保険的性格を有する給付に限つて調整することとなる（船員保険法の引用で区分可能である）。

（二）賠償措置額の引き上げ

原子力損害の賠償を確実ならしめるための方策としての損害賠償措置の内容については前述のとおりである（一四参照）。

（四）その他

損害賠償措置の額を賠償措置額といつては例外的に低措置額を定めているが（第七条第一項）、この額は、原子力事業者の責任の限度を意味するものではなく、本改正法の実施の際には、これらも併せて引き上げる予定である。

現在価を算出するための中間利息の控除の方法としては、カルブツオ法、ホーマン法、ライブニッフ法等があり（10）、何れの方法によるかを法律または政令で定めるべきであるとの意見もあつたが、裁判例も確定しているわけなく（11）、裁判官の裁量に委ねるべきであると考えられるので、将来給付さるべき時までの利息（「計算される額」がこれを意味する）を加えれば当該給付額になるような額が現在価であり（12）、利息計算は法定利率によるべき旨を定めるに止めたものである。

第一号の規定は、法律的には履行延期の抗弁権を付与するものと解される。原子力事業者がこれを行ふことにより、将来給付に相当する部分の履行期が、給付の受給権消滅時まで延期されるという効果を生ずる。従つて、この部分の債務に関する消滅時効は、受給権消滅時から進行すると解される。

なお、政令で定める原子炉の運転等については例外的に低措置額を定めているが（14）、本改正法の実施の際には、これらも併せて引き上げる予定である。

以上三点の改正のほか、（1）原子力事業者の従業員の蒙つた原子力損害につき労災保険給付等を行つた者の故意ある第三者に対する求償権の創設（原始附則第四条第二項）、（2）補償契約の締結および政府の援助に関する規定は、昭和五六年一

二月三一日までに原子炉の運転等を開始したものに限って適用することとなつたが、この期限を昭和六四年一二月三一日に変更延長（第二〇条）、③罰則中の罰金刑一〇万円を三〇万円に、一萬円を一〇万円に変更（第二四条・二五条）の改正を行つた。

①については若干の解説をしておく。

原子力事業者の従業員を本法の対象に含めるに伴い、これらに対し、労災保険等の給付をした者は、いかなる第三者に対しても代位求償することができなくなつてしまふ。けだし、責任集中の法理によつて、従業員が損害賠償請求権を有するのは使用者たる原子力事業者に対してのみとなるので、労災保険等の支給者が代位取得すべき請求権がなくなつてしまふ（労災保険法第一二条の四、国公災補償法第六条および船員保険法第二五条にいう「第三者」に使用者は含まれない）からである。しかし、原賠法では、公序良俗の観点から故意ある第三者には経済的負担を負わせる構成を採つておつ（第五条第一項）、労災給付等に相当する価額につき故意ある第三者が責任を免れてしまふのは妥当でないと理由から、原附則第四条第二項において求償権を創設したものである。

（1）瀬川信久・判例評論二三二号三四

頁以下に詳しい。

（2）判例の主なものは次のとおりである。控除説に立つもの 高松地丸亀支判昭四五二・二七民集三三号三三三三頁、札幌高判昭四五二・二七民集三三号三三三三頁。

（3）岩出誠「労働判例研究」ジャーナル五八四号一五〇頁、西村健一郎「損害賠償と労災保険給付の控除」民商法雑誌七八卷臨時増刊号三四四頁。

（4）現実には、受給者が先に賠償を受けた場合でも三年後からは年金が支払われる扱いとなつてゐる（昭四一・六・一七基発六一〇号）。

（5）岩出・前掲。

（6）損害賠償における逸失利益相続説と扶養利益説については、倉田卓次「相続構成から扶養構成へ」現代損害賠償法講座第七巻九三頁。

（7）定期金賠償については、楠本安雄「定期金賠償と生活保障」ジャーリスト四三一号二〇五頁。

（8）東京地判昭五〇・三・二五判時八〇号六一頁。

（9）労災保険給付は精神上の苦痛に対する慰謝でも目的とするものではないといふのが通説・判例である。東京高判昭三一・三・二三判時七八号一七頁、高松地丸亀支判昭三三・一二・二六下民集九巻一二号二六八一頁、東京地判昭三五・一・二六下民集一巻一号一一二頁、最判昭三七・四・二六民集一六巻四号九七七頁。

（10）篠原弘志「逸失純収益とその現在額の測定」現代損害賠償法講座第七巻一八〇頁。

（11）新ホフマン法が最も広く用いられ

頁、札幌地判昭四八・一・三・一判時七一三号一一六頁、鹿児島地判昭四八・六・二八判時七二〇号八六頁、高松高判昭五〇・三二七判時七八九号四五頁、非控除説に立つもの 名古屋地判昭四五・一・二五判時六二五号七二頁、最判昭四六・一二・二判時六五六号九〇頁、広島地判昭四八・九・一三判時七三九号九八頁。

（12）カルブツオ法は、この計算法に該当しない。

（13）責任保険契約については平均八割程度（六〇億円のうち約四八億円）を海外に再保険しているのが現状であるが、円高の影響により海外保険市場の引受け能力の増大が余り期待できないことによる。

（14）施行令第三条では、原子炉の運転等の種類・規模に応じ、一億円、一〇億円、六〇億円の三通りの賠償措置額を定めている。

本改正法案が衆院を通過して間もない三月二八日未明、米国スリーマイル島原子力発電所において、史上最悪といわれる原子力事故が発生した。以後、国会における原子力関係の審議は、この事故に関連して原子力発電所の安全性の問題が中心となつた。ここでは簡単に、この事故に關する賠償の問題に触れておこう。

現地では、州知事の避難勧告に基づき避難した半径五マイル以内の妊婦もしくは学齢前の幼児のいる家族に対する避難費用が支払われた。その額は、米国原子力規制委員会からの情報では一七一萬七千ドル（約三億七千万円）、米国原子力保険業界からの情報では約一一九万ドル（約二億六千万円）である。この他

に、これらの者に対し、喪失賃金(wage losses)が支払われるとのことである。また、五月一一日現在、九件（うち七件はクラス・アクション）の賠償請求訴訟が提起されている。このような訴訟の非常に活発な国柄もあり、現在はもつと件数も増えているかもしれないが、今後その成り行きを注目したいと考えている。

本改正法は、六月六日、国会が空転する直前に参院を通過し、無事成立の運びとなつたが、施行は、明年一月一日を予定している。

限られた枚数で收めようと舌足らずになつたところが多いが、これでも大幅に予定を超過してしまつた。原賠法は、現実に適用されたケースこそないが、損害賠償に関する特別法であり、内容としては、実に多くの興味あるテーマを含んでゐると思う。枚数を超過してしまつた理由である。

最後になるが、本改正法案の作成の過程で、法律問題等の分析・整理について、金沢良雄先生、星野英一先生を初め多くの先生方に大変お世話になつたことを附言しておく。

（うわだ・ぐにおり科学技術庁原子力局政策課、日本火災海上保険株式会社より出向）